

第5号議案

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例の制定について

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

みどりを根幹とするまちづくりを推進する「住宅都市芦屋」において、街路樹や公園・緑地に対する量から質への新たな取り組みを実施する必要性があることに鑑み、一定の建設行為を行う事業主又は建築主に対し、地方税法に基づく法定外目的税を課することにより、今後必要となるみどりに関する施策に係る財源の継続的な確保を図り、もってみどり豊かな美しい住環境を維持、保全及び向上させることを目的とし、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例

(目的)

第1条 この条例は、みどりを根幹とするまちづくりを推進する「住宅都市芦屋」において、街路樹や公園・緑地に対する量から質への新たな取り組みを実施する必要性があることに鑑み、一定の建設行為を行う事業主又は建築主に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく法定外目的税を課すことにより、今後必要となるみどりに関する施策に係る財源の継続的な確保を図り、もってみどり豊かな美しい住環境を維持、保全及び向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 区画の分割 芦屋市住みよいまちづくり条例(平成12年芦屋市条例第16号)第2条第6号に規定する区画の分割をいう。
- (4) 建設行為 建築物の建築又は建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行うものを除く。)を行うものとして、次に定めるものをいう。
 - ア 芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第7号に規定する特定宅地開発のうち、区画の分割を伴うもの
 - イ 芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第12号に規定する特定建築物の建築
- (5) 特定事業主 芦屋市住みよいまちづくり条例第14条に規定する特定事業主をいう。

(納税義務者等)

第3条 みどり豊かな美しいまちづくり税は、本市の区域内において行う建設行為に對し、当該建設行為を行う特定事業主に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる建設行為に對しては、みどり豊かな美しいまちづくり税を課さない。

- (1) 第2条第4号アの規定による特定宅地開発を行う土地において、当該特定宅地開発の目的である建築物の建築をするために行う同号イに定める建設行為
- (2) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずる機関で規則で定めるものが行う建設行為
- (3) 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則（平成12年芦屋市規則第47号）第8条第1項第2号ア若しくは第9条第1項第2号アに規定する公園等の整備を伴う建設行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号若しくは第7号に規定する公園、緑地若しくは広場の整備を伴う建設行為
- (4) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に定めるマンションに係る規則で定める手続を受けた建設行為

2 前項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(課税標準)

第5条 みどり豊かな美しいまちづくり税の課税標準は、建設行為の行われる土地の面積について規則で定めるものに建築物の容積率の最高限度（当該土地に係る建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項の規定による建築物の容積率の限度又は同法第68条の2第1項の規定に基づく条例で地区計画の内容として定められている建築物の容積率の最高限度のうちいずれか低いものをいう。）の数値を乗じて得た面積とする。

(税率)

第6条 みどり豊かな美しいまちづくり税の税率は、課税標準となる面積1平方メートルにつき2,000円とする。

(徴収の方法)

第7条 みどり豊かな美しいまちづくり税は、申告納付の方法によって徴収する。

(申告納付の手続)

第8条 みどり豊かな美しいまちづくり税を申告納付すべき者は、建設行為に係る芦屋市住みよいまちづくり条例第6条第3項又は第7条第4項に規定する協定を締結した日から2月を経過する日までに、課税標準、税額その他規則で定める事項を

記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 協定を締結せずに建設行為に着手したことにより、芦屋市住みよいまちづくり条例第17条第1項第1号又は第2号に基づく勧告を受けた建設行為に係る前項の規定の適用については、当該勧告を行った日を協定を締結した日とみなす。

(期限後申告等)

第9条 前条の申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第12条の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後にその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不申告に関する過料)

第10条 第8条の規定によって提出すべき申告書について正当な理由がなくて提出をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(減免)

第11条 市長は、天災その他特別の事情がある場合においてみどり豊かな美しいまちづくり税の減免を必要とすると認める者に限り、規則で定めるところにより、みどり豊かな美しいまちづくり税を減免することができる。

(更正及び決定等に関する通知)

第12条 地方税法第733条の16第4項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の更正又は決定の通知、同法第733条の18第8項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び同法第733条の19第5項の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の重加算金額の決定の通知は、通知書により行うものとする。

(不足金額等の納付手続)

第13条 納税義務者は、前条の通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第14条 みどり豊かな美しいまちづくり税の賦課徴収については、この条例に定めがあるもののほか、法令及び芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条の2第1項及び第5条中「市税」とあるのは「市税及びみどり豊かな美しいまちづくり税」と、同条例第7条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例（令和8年芦屋市条例第 号）」とする。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日以後の規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における芦屋市住みよいまちづくり条例第6条第1項及び第7条第3項の規定による届出に対して課すべきみどり豊かな美しいまちづくり税について適用する。ただし、施行日前の届出について、届出後1年を経過してもなお同条例第6条第3項又は第7条第4項の規定に係る協定を締結していないものについては、この条例を適用する。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後10年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止その他所要の措置を講ずるものとする。

参 照 1

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例要綱

1 制定の趣旨

みどりを根幹とするまちづくりを推進する「住宅都市芦屋」において、街路樹や公園・緑地に対する量から質への新たな取り組みを実施する必要性があることに鑑み、一定の建設行為を行う事業主又は建築主に対し、地方税法に基づく法定外目的税を課すことにより、今後必要となるみどりに関する施策に係る財源の継続的な確保を図り、もってみどり豊かな美しい住環境を維持、保全及び向上させることを目的とし、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 定義（第2条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア 建築物 建築基準法に規定する建築物をいう。
- イ 建築 建築基準法に規定する建築をいう。
- ウ 区画の分割 芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する区画の分割をいう。
- エ 建設行為 建築物の建築又は建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(土地区画整理事業及び市街地再開発事業として行うものを除く。)を行うものとして、次に定めるものをいう。

(ア) 芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する特定宅地開発のうち、区画の分割を伴うもの

- (イ) 芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する特定建築物の建築
- オ 特定事業主 芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する特定事業主をいう。

(2) 納税義務者等（第3条関係）

みどり豊かな美しいまちづくり税は、本市の区域内において行う建設行為に対し、当該建設行為を行う特定事業主に課する。

(3) 課税免除（第4条関係）

- ア 次に掲げる建設行為に対しては、みどり豊かな美しいまちづくり税を課さない

い。

- (ア) (1) エ(ア)の規定による特定宅地開発を行う土地において、当該特定宅地開発の目的である建築物を建築するために行う(1)エ(イ)に定める建設行為
(イ) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずる機関で規則で定めるものが行う建設行為
(ウ) 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に規定する公園等の整備を伴う建設行為又は都市計画法施行令に規定する公園、緑地若しくは広場の整備を伴う建設行為
(エ) マンションに係る規則で定める手続を受けた建設行為
イ アの規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(4) 課税標準（第5条関係）

みどり豊かな美しいまちづくり税の課税標準は、建設行為の行われる土地の面積について規則で定めたものに建築物の容積率の最高限度（当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の限度又は同法の規定に基づく条例で地区計画の内容として定められている建築物の容積率の最高限度のうちいずれか低いものをいう。）の数値を乗じて得た面積とする。

(5) 税率（第6条関係）

みどり豊かな美しいまちづくり税の税率は、課税標準となる面積1平方メートルにつき2,000円とする。

(6) 徴収の方法（第7条関係）

みどり豊かな美しいまちづくり税は、申告納付の方法によって徴収する。

(7) 申告納付の手続（第8条関係）

ア みどり豊かな美しいまちづくり税を申告納付すべき者は、建設行為に係る芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する協定を締結した日から2月を経過する日までに、課税標準、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

イ 協定を締結せずに建設行為に着手したことにより、芦屋市住みよいまちづくり条例に規定する勧告を受けた建設行為に係るアの規定の適用については、当該勧告を行った日を協定を締結した日とみなす。

(8) 期限後申告等（第9条関係）

ア (7)の申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、(11)の規定による決定の通知があるまでは、(7)の規定によって申告納付することが

できる。

イ (7)又はアの規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後にその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(9) 不申告に関する過料 (第10条関係)

ア (7)の規定によって提出すべき申告書について正当な理由がなくて提出をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

イ アの過料の額は、情状により、市長が定める。

ウ アの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(10) 減免 (第11条関係)

市長は、天災その他特別の事情がある場合においてみどり豊かな美しいまちづくり税の減免を必要とすると認める者に限り、規則で定めるところにより、みどり豊かな美しいまちづくり税を減免することができる。

(11) 更正及び決定等に関する通知 (第12条関係)

みどり豊かな美しいまちづくり税の更正又は決定の通知、過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び重加算金額の決定の通知は、通知書により行うものとする。

(12) 不足金額等の納付手続 (第13条関係)

納税義務者は、(11)の通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(13) 賦課徴収 (第14条関係)

みどり豊かな美しいまちづくり税の賦課徴収については、この条例に定めがあるもののほか、法令及び芦屋市市税条例の定めるところによる。

3 施行期日等

(1) 地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日以後の規則で定める日

(2) 適用

この条例は、施行日以後における芦屋市住みよいまちづくり条例の規定による届出に対して課すべきみどり豊かな美しいまちづくり税について適用する。ただ

し、施行日前の届出について、届出後1年を経過しても協定を締結していないものについては、この条例を適用する。

(3) 検討

市長は、この条例の施行後10年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止その他所要の措置を講ずるものとする。

参 照 2

地方税法抜粋

(市町村が課することができる税目)

第5条 (第1項 省略)

(第2項及び第3項 省略)

- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 5 指定都市等 (第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。) は、目的税として、事業所税を課するものとする。
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
 - (1) 都市計画税
 - (2) 水利地益税
 - (3) 共同施設税
 - (4) 宅地開発税
 - (5) 国民健康保険税
- 7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

(法定外目的税の新設変更)

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

- 2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更 (法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第2項において同じ。) をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(第3項 省略)

(法定外目的税の申告納付の手続等)

第733条の14 法定外目的税を申告納付すべき納税者は、当該地方団体の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告

書を同条例で定める納期限までに地方団体の長に提出し、及びその申告した税額を当該地方団体に納付しなければならない。

- 2 前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該地方団体の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(法定外目的税に係る更正及び決定)

第733条の16 地方団体の長は、前条第2項の規定による納入申告書（第733条の14第1項の規定による申告書を含む。以下本節において同じ。）又は第733条の14第2項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、納入申告（同条第1項の規定による申告を含む。以下本節において同じ。）又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 地方団体の長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが納税者又は特別徴収義務者の偽りその他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 地方団体の長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第733条の18 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第3項ただし書又は第9項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。）において、第733条の16第1項又は第3項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、地方団体の長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額（次項において「対象不足金額等」という。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少

申告加算金額を徴収しなければならない。

(第2項 省略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第733条の16第2項の規定による決定があつた場合
- (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第733条の16第1項若しくは第3項の規定による更正があつた場合
- (3) 第733条の16第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

(第4項から第7項まで 省略)

8 地方団体の長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第3項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(第9項 省略)

(法定外目的税に係る重加算金)

第733条の19 前条第1項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書、修正申告書又は第20条の9の3第3項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出したときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する過少申告加算金額（同条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第3項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後に

その提出をし、修正申告書を提出し、若しくは更正請求書を提出したときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に 100 分の 40 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

(第3項及び第4項 省略)

5 地方団体の長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例（令和8年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）において使用する用語の例による。

（課税免除となる建設行為）

第3条 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

（1） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

（2） 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）による地方住宅供給公社

2 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める手続は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条の規定による建替え決議その他市長が認める手続をいう。

（課税免除の手続）

第4条 条例第4条第2項の規定による課税免除を受けようとする者は、みどり豊かな美しいまちづくり税課税免除申告書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1項第1号又は第4号による課税免除を受けようとする場合には、当該各号に該当する事実を証明する書類を添付するものとする。

（課税標準）

第5条 条例第5条に規定する建設行為の行われる土地の面積は、次の各号に掲げる条例第2条第4号の手続の区分に応じて、当該各号に定める面積とする。

（1） 条例第2条第4号ア 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則（平成12年芦屋市規則第47号）第26条第2号に規定する特定宅地開発事前協議協定書の開発区域の面積の欄に記載された面積から芦屋市住みよいまちづくり条例第11条第3項又は第12条第3項の規定に基づき整備した公共・公益施設で各管理者に

帰属する面積を除いたもの

- (2) 条例第2条第4号イ 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則第26条第4号に規定する特定建築物事前協議協定書の敷地面積の欄に記載された面積
- 2 条例第5条の規定により課税標準を計算する場合において、前項の規定により得た値に建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第2条第4号アにより分割された区画の一部に既存の建築物を継続して利用する敷地その他市長が認める土地が含まれる場合は、当該土地の面積を課税標準から控除するものとする。

(申告書の記載事項)

第6条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業主又は建築主の住所及び氏名
- (2) 建設行為の概要
- (3) 税額の計算方法

(減免)

第7条 条例第11条の規定によるみどり豊かな美しいまちづくり税の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(賦課徴収)

第8条 みどり豊かな美しいまちづくり税の賦課徴収に関する手続等については、この規則に定めるものほか、芦屋市市税条例施行規則（昭和60年芦屋市規則第10号。第2条の3から第14条までの規定を除く。）に定めるところによる。

(帳票等)

第9条 みどり豊かな美しいまちづくり税の申告その他賦課徴収に必要な帳票の様式は、別表に定めるものほか、芦屋市市税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、同規則別表第4に定める様式に所要の調整を加えるものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例附則第1項の規定による規則で定める日から施行する。

別表（第9条関係）

様式	名称	根拠条文
----	----	------

1	みどり豊かな美しいまちづくり税課税免除申告書	条例第4条
2	みどり豊かな美しいまちづくり税納付申告書	条例第8条
3	みどり豊かな美しいまちづくり税修正納付申告書	条例第9条
4	みどり豊かな美しいまちづくり税減免申請書	条例第11条
5	みどり豊かな美しいまちづくり税更正（決定）通知書	条例第12条